

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 24 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 短 期 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長 殿  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局専門教育課

「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」  
におけるプログラム認定の申請の開始について

「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、文理を問わず全ての大学・高専生（約50万人卒／年）が正規課程にてリテラシーレベルの数理・データサイエンス・AIを修得することを目標とし、「大学・高専の卒業単位として認められる数理・データサイエンス・AI教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定する制度を構築、普及促進」することを具体目標として掲げています。

このたび、内閣府・文部科学省・経済産業省の3府省が連携し、各大学・高等専門学校における数理・データサイエンス・AI教育の取組を奨励するため、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の実施要綱等を決定し、募集を行うこととしましたので、お知らせします。

つきましては、申請に当たり、別添1「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）概要」、別添2「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱」を添付しますので、その他当省ホームページ（下記URL）に掲載する関係資料もご確認の上、積極的にご検討くださるようお願いいたします。

なお、申請の受付は専用ホームページを準備しており、詳細は別途お知らせします。

## 記

### 1. 公募説明会開催日時

令和3年3月3日（水） 13時30分～14時30分 オンライン開催

※参加方法等については「3. 詳細ホームページ」をご覧ください。

2. 申請受付期間（予定）

令和3年3月17日～令和3年5月14日

3. 詳細ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/suuri\\_datascience\\_ai/00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00002.htm)

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局専門教育課  
情報教育推進係

TEL : 03-5253-4111（内線 4750、3308）

Mail : senmon@mext.go.jp

# 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）概要

## AI戦略2019

- すべての大学・高専生（約50万人／年）が初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得
- 大学・高専の正規課程教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定

「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の創設について」報告書に基づき、制度設計

## 種類・主な要件

### 認定教育プログラム (MDASH-Literacy)\*

- 大学、短期大学、高等専門学校での**正規の課程**
- 学生に広く実施される教育プログラム（**全学開講**）
- 具体的な計画の策定、公表
- 学生の関心を高め、かつ、必要な知識及び技術を体系的に修得（モデルカリキュラム（リテラシーレベル）参照）
- 学生に対し履修を促す取組の実施
- 自己点検・評価（履修率、学修成果、進路等）の実施、公表
- 当該教育プログラムを実施した実績のあること（**人文・社会科学等を含む複数学部等からの履修**）

選定

### 認定教育プログラム プラス (MDASH-Literacy+)

- 左記認定要件を満たすこと
- 学生の履修率が一定割合以上  
全学生の50%以上（3年以内に達成見込みも可）
- 大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていること

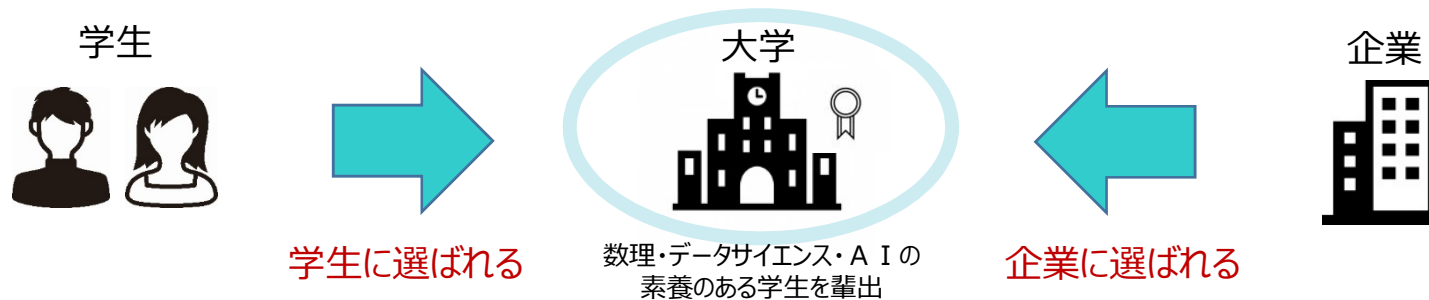
## スケジュール

- 2021年2月頃 公募開始（～1月頃 パブリックコメント実施）
- 2021年7月頃 初回認定・選定

以後、毎年度募集

\* Approved Program for Mathematics, Data science and AI Smart Higher Education

数理・データサイエンス・AI教育にコミットする大学・高専を応援！ 多くの大学・高専が数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押し！



## 認定手続き等

- 審査は外部有識者（内閣府・文部科学省・経済産業省が協力して選定）により構成される審査委員会（3府省共同事務局）において実施
- 審査の結果を踏まえ、文部科学大臣が認定・選定
- 取組の横展開を促進するため、3府省が連携して認定・選定された教育プログラムを積極的に広報・普及

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱

令和3年2月24日  
文部科学大臣決定

(目的)

第一条 この要綱は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を除き、同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を除く。以下同じ。）であって、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励することにより、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、大学等から申請があった場合において、当該大学等の正規の課程（以下「教育プログラム」という。）であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、別に定めるところにより、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）として認定するものとする。

- 一 当該大学等の学生に広く実施される教育プログラムであること。
  - 二 当該教育プログラムの名称、当該教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した当該教育プログラムを実施するための計画を定め、公表していること。
  - 三 学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、前号の能力を身に付けるのに必要な知識及び技術を体系的に修得させる教育プログラムであること。
  - 四 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組が行われていること。
  - 五 当該教育プログラムについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。
  - 六 当該教育プログラムを一年以上実施した実績があること。
- 2 前項の規定による認定は、当該認定の日から三年間（初めて認定を受けた教育プログラムにあっては適用日から五年間）の計画について行うものとする。

(選定)

第三条 文部科学大臣は、別に定めるところにより、前条第一項の規定により認定されたもののうち、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）プラスとして選定するものとする。

- 一 学生の履修率が、別に定める割合以上であること。
- 二 第一条に掲げる目的に資する各大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていること。

(変更等の届出)

第四条 第二条第一項の規定による認定又は前条の規定による選定（以下「認定等」という。）を受けた教育プログラムを置く大学等は、当該教育プログラムの変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をしようとするときは、変更又は廃止をした後すみやかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第五条 文部科学大臣は、認定等を受けた教育プログラムが廃止されたとき又は第二条第一項各号又は第三条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定等を取り消すことができるものとする。

(公示)

第六条 文部科学大臣は、認定等をしたときは、当該認定等をした教育プログラムの名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

- 2 文部科学大臣は、前条の規定により認定等を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。